

専攻科の授業科目の履修等に関する規程

規程番号 規一教－5

制定 平成10年4月1日

改定 令和3年2月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸市立工業高等専門学校学則(以下「学則」という。)第45条第3項及び第51条の規定に基づき、専攻科の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関して必要な事項を定めるものとする。

(単位の計算方法)

第2条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45単位時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義科目については、15単位時間をもって1単位とする。
- (2) 演習科目については、30単位時間をもって1単位とする。
- (3) 実験科目については、45単位時間をもって1単位とする。
- (4) 特別実習については、別に定めるところにより2単位とする。

(履修方法)

第3条 専攻科に開設されている授業科目のうち選択科目の履修にあたっては、所定の期日までに履修申請を行わなければならない。

(試験等)

第4条 専攻科の試験は、学期末に期日を定めて行う試験(以下「定期試験」という。), 及び追試験, ならびに科目担当者が必要と判断した際に行う臨時試験とする。

- 2 病気その他やむを得ないと認められる理由によって定期試験を受験できなかった者については、専攻科長が認めた場合、追試験を行うことができる。
- 3 追試験の評価は、本科に準ずる。
- 4 平素の成績によって評価できる科目については、試験を行わないことができる。

(成績の評価)

第5条 学業成績は、授業科目ごとに、試験の成績及び平素の成績を総合して100点法で評価する。ただし、専攻科特別研究等については、合格又は不合格で評定する。

- 2 学業成績を評語で表す場合の区分は、次のとおりとする。

学業成績	評語
80点～100点	優
70点～79点	良
60点～69点	可

0点～59点	不可
--------	----

(単位の認定)

第6条 前条第2項に定める成績が「可」以上に評価された授業科目の単位について、修得を認定する。

2 大学において修得した単位は、16単位を超えない範囲で専攻科における授業科目の履修とみなし、その単位を認定することができる。ただし、専攻に係る科目以外の科目は、8単位を超えない範囲で認定することができる。

3 大学で開設されている授業科目の履修を希望する場合には、受講申告書を事前に校長に提出しなければならない。

4 教育課程が変更された場合、シラバス等を精査することで、新・旧科目を読み替えることができる。

(他の専攻の授業科目の修得)

第7条 他の専攻の専門展開科目を履修し、単位を修得した場合は、6単位を限度として当該専攻の修了認定要件の単位に含めることができる。

(進級)

第8条 第1学年配当科目のうち、所定の科目をすべて修得した者については、第2学年への進級を認める。

(再履修)

第9条 単位を修得できなかった授業科目のうち修得する必要がある科目は、原則として次年度に再履修しなければならない。

2 再履修する場合は、第3条に規定する手続きを行うものとする。

(修了認定会議)

第10条 修了認定会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 校長
- (2) 専攻科長、教務主事、学生主事、副主事（研究）
- (3) 事務室長、学生係長、学生係担当者
- (4) 学科長、専攻主任
- (5) 専攻科授業担当教員

(修了認定)

第11条 専攻科の修了認定は、第5条から第9条の規定に基づき修了認定会議の審議を経て校長がこれを決定する。

(修了認定会議の開催)

第12条 会議は、校長が必要に応じてこれを招集する。

(記録)

第13条 会議に係る記録は、校長が委嘱した記録担当者が行う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、専攻科運営委員会で協議し、校務運営会議の議を経て定める。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(中略)

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。